

会報

No. 2

1979年3月
日本分子生物学会
事務局発行

◆昭和54・55年度 評議員選挙の結果について

このほど実施しました、昭和54・55年度 評議員選挙の開票は、去る3月1日(木)本学会事務局(東大医科研)において、内田久雄氏の立会いのもとで行ないました。その結果下記の方々が新評議員に当選されました。

有権者数 609名(昭和53年12月10日現在の会員)

有効投票者数 269名

新評議員

渡辺 格, 三浦謹一郎, 内田久雄, 関口睦夫, 高浪 満, 松原謙一, 石浜 明, 小関治男, 広田幸敬, 岡田吉美, 吉川 寛, 大沢省三, 飯野徹雄, 岡田節人, 今堀和友, 由良 隆, 上代淑人, 村松正実, 堀内忠郎, 志村令郎, (次点今本文男, 岡崎恒子, 西村 暹, 鈴木義昭)

選挙管理委員 溝渕 潔, 名取俊二, 池田日出男

◆評議員会議事録

日 時 1979年3月17日午後1時30分～5時30分

場 所 東京大学医科学研究所会議室

出席者 広田幸敬, 飯野徹雄, 今堀和友, 石浜 明, 上代淑人, 松原謙一, 三浦謹一郎, 村松正実, 岡田吉美, 大沢省三, 小関治男, 関口睦夫, 志村令郎, 高浪 満, 内田久雄, 渡辺 格, 吉川 寛

欠席者 堀内忠郎, 岡田節人, 由良 隆

I. 報 告

選挙管理委員を代表して、池田日出男(東大・医科研)より評議員選挙の経過と結果について報告された(別記参照)

II. 議 事

i) 会長の互選を無記名单記投票により行ない、渡辺 格が選出された。

ii) 会長が議長となり、学会細則(別記参照)を討議し、原案通り可決された。細則に従って、次の通り幹事を委嘱した。

庶務幹事 内 田 久 雄

会計幹事 溝 渕 潔
編集幹事 柳 田 充 弘
集会幹事 関 口 睦 夫, 志 村 令 郎

細則に従い、上記幹事の内、評議員として選出されている者は、本評議員会の終了をもって評議員から除外することとした。

iii) 投票により、会計監査、および評議員会副議長を決定した。

会計監査 江 橋 節 郎, 野 田 春 彦
副 議 長 今 堀 和 友

iv) 第2回年会の計画について、関口睦夫から説明あり、これを了承した。

(別記参照)

v) 遺伝子操作協議会へ学会として参加することとし、小関治男、岡田吉美を学会推薦委員に委嘱した。

vi) その他

3月13日現在において、正会員542名、学生会員118名であるが、賛助会員募集は行なっていないので、会長が選出された現在、会長より賛助会員募集の呼びかけを行なうこととした。また、各種研究助成財団、および関係学会等にも会長より連絡をとることとした。共催事業等については事務局の取扱いとした。

日本分子生物学会細則

第1章 会 員

第1条 本会に正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金および初年度分会費を添えて会長に提出するものとする。

第2条 学生会費を納める者は、在学証明書を事務局に提出するものとする。

第2章 総 会

第3条 総会の議案は会長が作成し、評議員会の議を経た後提出する。議案には前年度の事業内容および収支決算、新年度の事業計画、および収支予算を含むものとする。なお、正会員の $\frac{1}{2}$ 以上の賛成を得て、評議員会に提案があった場合には、これを最も近い総会の議題としなければならない。

第4条 総会を開くときは、会長は予定された審議事項の内容を正会員にあら

かじめ通告しなければならない。

第5条 総会は正会員100名以上の出席（ただし委任状を含む）をもって成立する。

第6条 総会の決議は出席会員（委任状を含む）の過半数の賛成によって成立する。

第3章 役員 の 選 出

第7条 評議員の選出は次のように行う。

- (1) 会長は正会員の中から3名を選んで選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員会は選挙事務を行う。
- (2) 投票は1人1票、無記名10名連記とし、郵送によるものとする。
- (3) 評議員は連続して3回選出されることはできない。この制限に抵触する者の氏名は選挙要項に公告される。
- (4) 得票者中の上位の者より順に20名を選出する。同数得票者については選挙要項に従って順位を定める。

第8条 新会長の選任は次のとおり行う。

- (1) 会長は新評議員を招集する。新評議員の互選により新会長を選ぶ。
- (2) 投票は無記名单記とする。投票総数の過半数を得た者を新会長とする。
- (3) 投票総数の過半数を得た者がいないときは、高点順に2名をとり改めて投票を行い、最高点者を新会長とする。このとき同点の場合には抽選により決定する。
- (4) 会長は連続して2回選出されることはできない。
- (5) 会長は評議員を兼ねるものとする。

第9条 評議員会は、会長、評議員、幹事以外の正会員の中から投票により2名の会計監査を選出する。会計監査は連続して2回選ばれることはできない。

第4章 評 議 員 会

第10条 評議員会は、会長によって招集され、会長が議長となる。開催はあらかじめその全員に通告されなければならない。

第11条 評議員は互選により副議長を定める。副議長は会長に事故ある時、評議員会を招集し、議長となる。

第12条 評議員会は評議員の半数以上の出席をもって成立する。

第13条 評議員会の決議は出席者の過半数の賛成により成立する。

第5章 幹 事

第14条 会長は評議員会の承認を得て、正会員の中から、次の幹事を委嘱する。
幹事の任期は2年とする。

- (1) 庶務幹事 1名
- (2) 会計幹事 1名
- (3) 編集幹事 1名
- (4) 集会幹事 2名

第15条 幹事と役員を兼ねることはできない。幹事に選ばれた役員が役員を辞任した場合、その役員の期間が1年以内の時は役員の重任禁止規定における1期とは計算しない。

第6章 事 務 所

第16条 本会の事務局は次のところにおく。

〒108 東京都港区白金台4丁目6-1
東京大学医科学研究所内
日本分子生物学会事務局

第17条 入会金、年会費は日本分子生物学会会計幹事(東京2-13518)宛郵便振込で送付するものとする。

第7章 細 則 の 変 更

第18条 本細則の変更は評議員会の議決による。

第8章 付 則

第19条 本細則は、1979年3月17日よりこれを実施する。

◆第2回年会のお知らせ

第2回日本分子生物学会年会は12月に福岡で開かれる予定です。詳細は追ってお知らせしますが、現在の準備状況などをお知らせします。

1. 会 場 : 電気ビル会議室およびホール
(福岡市中央区渡辺通2丁目)
2. 会 期 : 1979年12月17日(月)~20日(木)
3. 講 演 : 普通講演を主にしますが、他の形式についても検討中です。
4. 参加申し込み: 用紙を6月頃にお届けします。講演申し込みのメ切りは9月下旬の予定です。

5. 宿 泊 : 特にお世話しませんが、会場の隣りのセントラルホテルフクオカ(シングル約4,000円)が便利と思いますので、後程案内をさし上げます。宿泊予約等の手続きは各自で行っていただきます。
6. 連絡先 : プログラム, 展示, その他についての御意見やお問合せがありましたら下記へお願いします。

〒812 福岡市東区箱崎

九州大学理学部生物学教室

第2回分子生物学会年会係

関 口 睦 夫

TEL 092-641-1101 (内線 4285)

◆第7回核酸化学シンポジウム予告

と き : 昭和54年10月26日(金) 27日(土)

ところ : 岡山大学薬学部 大講義室

共 催 : 日本化学会, 日本薬学会, 日本農芸化学会, 高分子学会, 日本生化学会, 日本生物物理学会, 有機合成化学協会, 日本分子生物学会

講演内容 : 核酸とその関連物質の有機化学, 物理化学, および生化学

講演申込締切 : 7月2日(月) 必着

講演申込者は演題, 所属, 氏名(発表者に○印), 連絡先(〒研究機関名, 所在地, TEL)を明記し, 和文要旨(200字程度)を添えてお申込み下さい。講演時間20分位の予定, 原則として一研究室につき一題といたします。

英文講演要旨締切 : 7月26日(木) 必着

講演申込者には原稿用紙をお送りしますので, 4ページ以内の英文要旨をお書きのうえお送り下さい。この要旨はNucleic Acids ResearchのSpecial PublicationとしてIRL, Londonから発行されます。

申込先 : 〒700 岡山市津島中1-1-1

岡山大学薬学部 早 津 彦 哉

TEL (0862) 54-1111 内線 995, 996